

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から16年5月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低い金額となっていることが分かった。

当時の給与の一部は歩合制だったため、毎月変動していたが、平均すると18万円ぐらいは受け取っていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書の写しにより確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から16万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、A社は不明としているが、前述の給与明細書の写しにより、同社における申立期間当時の保険料については、当月分の給与から当月分の保険料が控除されていたことが確認できるところ、事業主は、平成15年4月分の保険料について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく保険料ではなく、誤って同年4月の保険料率改定前の料率により求められる保険料を控除していたものと考えられる上、同社は、「申立期間当時、従業員の基本給のみで資格取得及び算定基礎の届出を行っていた。」と回答していることから、事業主は、前述の給与明細書の写しにより確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額（16万円）に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年4月1日までの期間及び同年5月1日から16年5月1日までの期間については、前述の給与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高い給与を受け取っていたことが確認できるものの、事業主が、当該期間において、申立人の給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しているか又はこれより低い額であることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は11万8,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は11万8,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は4万6,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は11万8,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は11万8,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は4万6,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、4万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月26日

申立期間にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 21 日

申立期間にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は11万8,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は12万1,000円、19年12月21日は4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万1,000円、申立期間②は4万

6,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は14万円、19年12月21日は4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は4万6,000

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月26日は12万1,000円、19年12月21日は4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

申立期間にA社において支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万1,000円、申立期間②は4万

6,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年4月までの期間及び同年11月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年4月まで
② 昭和42年11月から51年9月まで

私は、30歳を過ぎた頃、社会保険事務所（当時）から国民年金の保険料が10年分未納であるとの通知を受け取った。知人に相談したところ、払った方が良くと勧められ、現金を持って同事務所に納めに行った。

その際、領収証はもらえず、年金手帳に10年前の日付を記載されたので、それが証明になると思っていたが、私の年金記録では払ったはずの10年分の記録は未納となっていた。

しかし、まとめて支払ったのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の市町村名欄に記載された日付等（昭和54年1月19日A市）、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入被保険者に係る同記号番号の資格取得日（昭和53年12月20日）及びA市の国民年金被保険者名簿に記載された昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料の納付日（昭和53年12月21日）から、申立人の国民年金の加入手続は53年12月頃に行われたものと推認され、その時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することはできないが、その当時実施されていた第3回特例納付により納付することは可能であったと考えられる。

しかしながら、申立人は、「30歳を過ぎた頃、社会保険事務所から国

民年金の保険料が10年分未納であるとの通知を受け取った。」と主張しているところ、i) 第3回特例納付に係る社会保険庁(当時)の通知によれば、個別勧奨は時効消滅した保険料を納付しないと老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たし得ない者を重点に実施することとされていること、ii) B年金事務所は、「第3回特例納付の主旨は、時効消滅した保険料を納付することができ、老齢年金の受給資格要件を満たしていない者が受給要件を満たすために納付できるものであり、第3回特例納付の実施期間において32歳から34歳であった申立人は、60歳までに受給要件(25年)を満たすための期間があるため、納付勧奨を行う対象ではなかったと思われる上、当時の社会保険事務所において、国民年金の未加入者を把握することが難しいと思われるため、未加入者に対して納付書等の送付は行っていないと思われる。」と回答していること、iii) A市の国民年金被保険者名簿により、申立人と同じ昭和53年12月に加入手続を行ったと思われる6人のうち、第3回特例納付の実施期間において40歳代の4人については、名簿に「附則4条特例納付勧奨」のゴム印及び第3回特例納付に係る納付書の発行をうかがわせるゴム印が押されていることが確認できるものの、同期間において35歳未満のほかの2人については、申立人の名簿と同様に前述のゴム印が押されていることが確認できないことを踏まえると、申立期間に係る第3回特例納付の納付書が申立人へ送付されたとは考え難い。

また、申立人は、「社会保険事務所で現金を払い、年金手帳を受け取った。市役所へ加入手続に行ったという記憶は無い。」と主張しているところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿の市町村名欄に「A市」と記載されていること、ii) A市の国民年金被保険者名簿において、昭和53年12月21日に当該時点で時効にかからない51年10月から53年3月までの国民年金保険料の納付書を発行したことを示すゴム印が確認できること、iii) 申立人が所持する年金手帳の氏名欄に「A市」のゴム印が押されていることなどを踏まえると、申立人はA市役所で加入手続を行い、同市役所で年金手帳が発行されたものと推認できる。

さらに、申立人は、納付した申立期間の国民年金保険料額について、20万円弱(15万円から18万円くらい)と主張しているが、第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく相違する上、当該金額を工面したとする知人は既に死亡しており、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納とされている上、オンライン記録と一致しており、不自然な記録訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民

年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1268 (事案 116、1056 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 17 日から 40 年 4 月 11 日まで
私は、A社の脱退手当金に係る申立てについて、前々回及び前回とも年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらったが、私自身、脱退手当金の請求に関する行為は一切行っていない上、通知に記載された隔地払いの方法でも受給していない。
再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A社を退職した翌月に当該事業所で「退職金」と書かれた茶封筒を受け取り、その中には約9万円が入っていたことを記憶しており、当該事業所の人事記録上の退職金と脱退手当金の支給額を合計すると、申立人が記憶している金額に近似することから、申立人が退職金として受け取った金額の中に脱退手当金相当額が含まれていた可能性も否定できないこと、ii) 申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金が支給されていたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和40年4月11日)から約3か月後の昭和40年7月8日に支給決定されており、社会保険事務所(当時)における一連の事務処理に不自然な点は認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、受領した退職金の中に脱退手当金相当額は含まれていなかったことを再度、確認することを求めるとともに、脱退手当

金が支払われたとされている時期は、B地区に住んでおらず、受け取ることができなかったと思うとして、再度、申立てを行っているが、i) A社からの回答文書、及び申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚の脱退手当金の受給状況から、事業主は、代理請求を行っていたとは考え難いものの、脱退手当金の受給申請を行うための書類作成等を行っていたものと推認されることから、申立人が脱退手当金の請求を行った可能性を否定できないこと、ii) 当該事業所を管轄する年金事務所の回答から、申立期間当時、脱退手当金の支払については、隔地払いを行っていた可能性があり、申立人が脱退手当金の支給決定日にB地区に居住していなかったとしても、脱退手当金を受給することができたものと推認されることなどから、これについても、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金の請求に関する行為は一切行っていない上、脱退手当金を隔地払いの方法でも受給していないとして、当委員会に3回目の申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、国の年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過しており、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が無いか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給について、一切覚えが無いとしているが、既述のとおり、脱退手当金事案は、周辺の事情から考慮してその受給の有無を判断せざるを得ないことから、当委員会においては、事業主の代理請求や本人の請求が無かったことが推認されるための記録内容の矛盾、又は脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらなければ、脱退手当金を受給していないものとまで認めることはできない。

そこで、以上のような検討を踏まえて、当委員会は本事案について、改

めて年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いか検討を行ったが、i) 今回、新たに申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる14人（申立人及び前回調査した19人を除く。）を調査したところ、13人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給決定されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、当該13人のうち、申立人を覚えており、かつ、申立人と同様、B営業所を最後にA社を退職したとする者は、「退職時にB営業所の総務で退職手続をして、その後、本社で退職金と脱退手当金を受給したと思う。」と述べていることから、当該事業所において脱退手当金の受給手続が行われた可能性を否定できないこと、ii) 当該事業所を管轄する年金事務所において保管されている申立期間後の昭和41年4月25日以降に支給決定された脱退手当金に関する資料のうち、オンライン記録により、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日の後3年以内に、当該事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定されていることが確認できる者で、かつ、現在の住所がB地区以外であることが確認できる4人に係る脱退手当金裁定請求書の写しを確認したところ、いずれも隔地払いが行われたことを示す「隔地」の日付印が押されていることから、申立人の脱退手当金についても、隔地払いにより支給された可能性を否定できないこと、iii) 当該裁定請求書の写しに添付されている退職所得の源泉徴収票の写しで確認できる筆跡並びに事業所名及び所在地の印影は、当該裁定請求書の写しに記載又は押印されたものと一致していると認められることから、当時、当該事業所が従業員に係る裁定請求書を作成していた状況がうかがえること、iv) 脱退手当金の支給決定当時において申立人と同居していたとする義姉及び当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、今回新たに事情を聴取できた複数の者からも、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる回答を得ることはできなかったことから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 26 日から 45 年 1 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、A社に係る船員保険被保険者資格喪失日が昭和 44 年 12 月 26 日となっているが、私は、45 年の年明けに同社から連絡を受け、別の会社の船に乗ったので、それまで継続して雇用されていたはずである。

当時の給与明細書から船員保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、当時、B事務を担当していたとする者及びC事務を担当していたとする者の証言により、当該事業所における給与は月末締め当月 25 日支払であった可能性はあるものの、申立人から提出された、当該事業所から発行されたと推認される昭和 44 年 12 月 14 日から同年 12 月 31 日までの期間に係る給与明細書によると、当該期間について予備船員として給与が支給されたことが確認できることから、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して在籍していた可能性がある。

しかし、当該給与明細書によると、1 か月分の船員保険料（保険料率を誤ったと推認され、本来控除されるべき保険料よりも少ない額となっている。）が控除されていることが確認できるものの、申立人から提出された、A社から発行されたと推認される昭和 43 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間及び 44 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間に係る給与明細書により確認できる申立人の標準報酬月額改定に伴う船員保険料の差額の控除状況を見ると、当該事業所における船員保険料の控除方法は、翌月

控除であったと考えられることから、当該保険料は同年 11 月分と推認され、同年 12 月分の保険料が控除されていたとまでは推認できない。

また、A 社は既に船員保険を適用されなくなっており、当時の事業主は所在不明のため事情を聴取することができない上、当該事業所に係る厚生年金保険又は船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間に係る船員保険料の控除の事実を推認できる回答を得ることはできなかった。

さらに、A 社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において、申立人の当該事業所に係る船員保険被保険者資格喪失日は昭和 44 年 12 月 26 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 3 月から 56 年 6 月まで A 社に B 業務担当として継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

途中で、休職や退職をしたことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、申立人について、「B 業務を担当していた。」「C で通勤していた。」とそれぞれ述べているところ、申立期間の一部においてのみ同社に係る被保険者記録が確認できる者が、「名前は覚えていないが、B 業務の女性が C を使用していたことを覚えている。」と述べていることから、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、同社に勤務していたものと推認される。

しかし、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 55 年 10 月 1 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、56 年 4 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できるところ、当該資格喪失日は、雇用保険の加入記録により確認できる申立人の離職日（離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格喪失日）と一致しており、申立期間及びその後の期間において、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る被保険者原票は、資格取得日順に整理番号が付されており、当該整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票を見ても、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

また、事情を聴取できた前述の複数の者のうちの一人は、「当時、B業務を含む事務を担当していた女性二人のうち、一回辞めて、また戻ってきた人がいた。その人が申立人だったと思う。」と述べていることから、申立人は、前述の被保険者資格喪失日（昭和55年10月1日）から一定期間、A社に在籍していなかった可能性を否定できない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び役員は既に死亡又は所在不明により事情を聴取することができないほか、事情を聴取できた前述の複数の方からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「私はB業務を担当していたが、D業務やE業務を行っていたかどうかは覚えていない。」と述べているものの、事情を聴取できた前述の複数の者のうちの一人は、「E業務は、B業務を担当していた申立人が行っていたと思う。」と回答している上、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間の前後の期間（申立期間を除く。）において、同社に係る被保険者記録が確認できる者のうち、同社のB業務を担当していたとする二人は、「D業務やE業務は、私が行っていた。」、「E業務は私が担当していたと思う。」とそれぞれ述べていることを踏まえると、申立人は、同社に勤務していた期間において、B業務及びE業務を担当していたものと推認される。

これらのことから、仮に、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、記録を訂正することはできない。